

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要(第10回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

1. 日時

平成15年12月5日(金)15:30～16:35

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員)

遠藤光男[委員長], 大山隆司, 曾我部東子, 竹崎博允, 戸松秀典, 中田裕康, 長谷川裕子, 土方健男, 細川清, 堀越みき子, 堀野紀, 前田雅英, 宮崎礼壹, 宮廻美明, 宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎, 尾島明, 金井康雄, 小池裕, 中村愼, 中山隆夫, 明賀英樹, 山崎敏充

4. 議題

(1) 法曹制度検討会の報告

(2) 協議

5. 配布資料

(資料)

5. 裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)〔再改訂(案)〕

6. 裁判官の人事評価の概要(案)〔改訂(案)〕

6. 議事

(1) 法曹制度検討会の報告

幹事から、11月18日に開催された司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、前回の当委員会における検討状況について最高裁から説明を行い、了承を得たことが報告された。

(2) 協議(:委員長, :委員, :幹事)

幹事から、裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)〔再改訂(案)〕(資料5)、裁判官の人事評価の概要(案)〔改訂(案)〕(資料6)について説明がなされた。

ア 評価権者

:資料5の規則要綱(案)の内容は資料6の概要(案)の枠囲みの中に記載されているので、資料6に基づいて議論いただきたい。まず、地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることを中心とした評価権者の問題についてであるが、資料6の「2 評価権者」の枠囲み中に「(3)地方裁判所又は家庭裁判所の長について人事評価を行う場合その他裁判官が担当する職務に照らして(1)又は(2)の方法によることが適当でない特別の事由がある場合は、最高裁判所が別に定めるところにより人事評価を行うものとする。」という規定を新たに設けた。また、枠外で地家裁所長の評価権者が高裁長官であることや最高裁に勤務する裁判官等の評価権者については別途定めることとされている。この枠囲み内の表現および枠外の改訂についてご意見があれば伺いたい。

:枠内の(3)について質問が5つある。第1は、別に定める場合の法形式をどうするか。第2は、別に定めるときは最高裁の裁判官会議の議決に基づくのか、それとも事務総長なり担当局長が授権を受けて定めるのか。第3は、事務総局の局付、課長、

局長や最高裁調査官，研修所教官などについては，別表の形か何かで定めるのか。第4は，「最高裁判所に勤務する裁判官等」とはどの範囲を考えているのか。第5は，別途定める場合に通達等に定めることになると思うが，これを公表又は公表に準じる方法としてどのような形で明らかにするのか。透明性を確保するためには何らかの方法で公表することが必要だと思う。以上の点についてお答えいただきたい。

：まず，第1と第2の点については，最高裁の裁判官会議の了解を得て通達を定めることになる。第3の点については，具体的に決めているわけではないが，別表で整理して分かりやすくすることは考えられる。第4の点については，最高裁の事務総局，研修所，調査官室に勤務している裁判官等が考えられると思う。「等」とあるのは，本務庁以外の裁判所で勤務する職務代行という制度など，裁判官には様々な勤務形態があるので，それらに応じた特別の定めが必要かをどうかを検討したうえで，必要であれば定めを設けることを想定したものである。第5の点については，通達等を定めたら，制度の内容が分かるように，可能な限り分かりやすい形で，ホームページに掲載するなどして公表する措置を考えたい。

：職務代行判事について別に定めることとなるということだが，単純に考えると仕事をしているところで評価をすることになると思う。そうではないような事情はあるのか。

：例えば，職務代行判事として高裁に勤務している地裁の裁判官については，2(1)によれば，地家裁所長が評価権者とされることになるが，所長には具体的な勤務状況が分からないので，高裁長官が評価した方が適当であろう。

：最高裁の組織の所掌事務の根拠は何か。

：最高裁判所事務総局分課規程があり，それぞれのセクションとその所掌事務が定められている。

：そうすると，それによって，誰が誰を評価するのか論理必然的に明らかになるのか。それとも，裁量で評価権者が決まることになるのか。例えば，司法研修所の所長，事務局長，教官の評価権者は誰になるのか。

：前回は議論になったが，執務状況を一番把握している者が評価するのが合理的であり，その点から自ずと明らかになると思う。最高裁の事務総局で働いている場合には，そのセクションの長が評価権者になると思うし，司法研修所の場合は，所長が

教官，事務局長の評価権者になろう。司法研修所長については，別途考えていくことになると思う。

：最高裁の事務総局などは一種の行政機構であって，組織としての論理に従った評価に当然なると思う。

：資料6の「2 評価権者」について，枠囲みの中と枠外の記載については，これでよいというのが大勢のように思われるので，本委員会では原案どおり取りまとめることにしたいと思うが，よろしいか。

：異議なし

イ 不服がある場合の手続

：資料6の「5 不服がある場合の手続」の枠囲みの中では，(1)裁判官からの不服の申出，(2)評価権者がとる手続，(3)高裁長官がとる手続，(4)裁判官への通知と項立てを整理し直した上で，高裁長官の関与を規則事項として明記している。また，枠外で不服申出がなされた際の手続の流れについて記載されている。この枠囲み及び枠外の改訂について，ご意見があれば伺いたい。

：不服がある場合の手続について，第一次考課者が考課をし，それに不服があれば第二次考課者が判断するという二段階で行うことが一般的だと考えられるが，二段階ではなくて，このような枠囲みになった理由を伺いたい。

：評価をする場面では，所長が評価権者として評価を行い，高裁長官がいわば第二次評価権者として調整，補充をすることになるが，不服の申出がされた場合にも，第一次的に所長がして，高裁長官も第二次的に見直すことにすれば，実質的に二段階で対応することになり，当初の評価と平行に考えることが合理的ではないかと考えた。

：最初の評価における高裁長官の調整と不服申立てにおける高裁長官の調整とは同じなのか，違うのか。

：ここでいう「調整」とは誰かと協議をして意見を調整するという意味ではなく，管内の多くの裁判官を見ている高裁長官が，全体のバランスを見て所長の評価について必要な修正をすることを「調整」と表現している。不服申出の場面でも同じ意味で使っており，不服の申出とその理由を見ながら，全体的に見て，当初評価を修正すべきか

どうかの所長の第一次的判断について、調整・補充をするという考え方である。

：評価の場面での高裁長官の立場と不服の手續における高裁長官の立場の違いが分かりにくいと思う。いずれも調整・補充という言葉を使っているが、意味が違うのではないか。高裁長官は、地家裁所長が行った評価を調整・補充する。ところが、不服があった場合に更に調整をするとなると、例えば、新たな調査をしたり裁判官が意見を述べたりするということを前提にするので、不服の手續における高裁長官の立場は違うのではないかと思うが、それを同じ言葉で表現しようとするので大変分かりにくくなってしまふ。同じ言葉を使っても意味が違うことを明確にするか、別の言葉で表現するのが相当ではないか。

：高裁は、地裁である人を評価した場合、その評価が安定しているか、記載内容が的確かどうかといった点を検討することになるが、評価される人と評価する人を見て、評価する人のバイアスがかかっているか、かかっていないかなどを考慮して、調整や補充を行うのであろう。不服申出の内容によっては具体的事実の存否が問題になったり、あるいは、存否だけでなく、それを含めた評価が問題になったりする。その場合の取扱いは、不服申出をした人のありよう、あるいは事実のありようの問題と所長の処理の仕方や物の見方の問題、それらを踏まえた上で、少し離れたところから両方を見て、こう思うというのが、高裁長官の役割であろう。きっかけは確かに違うかもしれないが、現象的には非常に共通している。大事なことは、評価される人、不服申出をする人と、評価する人、不服申出を処理する人と、その双方を見て、どちらかにバイアスがかかっていないかどうかである。趣旨がそういうことであれば、あえて用語を区別しなくても、機能として理解すべきである。

：今言われたように、きっかけは違うと思う。それに、不服を申し立てた裁判官が、私はこう考える、こういう事実があるといったときに、それについて高裁長官はそれらの事実や意見を見ながら考えることになる。それを調整・補充というのであればそれでもよいが、不服の場合は、アプローチの仕方としては違うのではないかと思われる。

：違う場合もあれば、ほとんど違わない場合もある。それを、あえて書き分けなければならないのか。つまり、訴訟と違って、こういう申し立てにはこういう手段でこういう対応しかないということではない。あらゆる材料を総合的に判断して評価がなされ、

不服申出に対してもそのように対応されればよいので、両者には大きな質的な違いはないと思う。大事なことは、ある段階で所長が下した判断が最終的になるのではなく、もう一回、少し離れた立場、あるいは両方を見渡せる立場の人からレビューされることであるのではないか。そのレビューの仕方について区別することに意味があるわけではない。

：そもそも論に戻るが、不服のための調整とはどういう概念がよく分からないが、どのように考えたらよいか。

：実際の作用は、例えば、評価と質的に違う行為をするのかといえ、必ずしもそうではないと思う。評価で行う行為と性質的には極めて近似した行為を行うのではないかと思う。もともとの調整という用語がよいかどうかという問題はあるが、特に、最初の評価と、どうしても用語を違えなければならないようなものだとは思えない。

：用語がおかしいとすれば、今回の制度の「不服」というのが、いわゆる不利益処分に対する不服申立ての場合の不服とは違うということに、本質があると思う。つまり、人事権者の人事上のいろいろな決定、これは著しく不利益があれば不利益処分になるが、その前に積み重ねられている評価の過程がブラックボックスに入れられてしまわないように、その評価の過程を取りだして、評価書の作成、蓄積、保管を明るみに出して、それらに透明性を与えようというのが、今回の趣旨であろう。結局のところ、内容をより正確なものにするために、評価書に記載されているものの補正・訂正の申立てをするというのが実態に即しており、それがここでいう「不服」だと思う。したがって、不利益処分に対する不服であれば、一番明確なものとしては第三者である外部の人に見てもらおうというやり方にすべきかもしれないが、評価書の作成、蓄積、保管という制度をより正確なものにするための申立ての制度であるとすれば、基本的には所長が実際の裁判官を見ているところで評価を行い、それに対して高裁長官がもう一度耳を傾けて足りないところがあれば直すという形で調整・補充するというのがこの制度の趣旨である。調整という言葉がおかしいというよりも、不服という言葉が通常の不利益処分に対する不服申立てとは違うということを受容すれば、それでよいのではないかと思う。

：何となくであるが、これでもよいのかなと思う。

:調整というのは、両者が協議して決めるというものではないと理解している。そうすると、不服に対しては、まず、地裁所長が行い、そして、高裁長官が調整、補充し、その両者の意見が明記されることになると理解する。

:高裁長官が高裁判事について行った評価に対して、不服申立てがあった場合には、その上での調整・補充は行われないと理解してよいのか。

:そういう構造になると思われる。

:高裁長官が行った調整・補充についてのみ不服があった場合には、地裁所長は何ら関与しないのか。

:調整・補充後のトータルとしての評価を前提として、所長は、不服申出の理由との対比でそれがどうであったかということを、第一次的に検討し、所長として修正すべきかどうかの判断を行うことになる。

:調整・補充という言葉は多少わかりにくい側面があるが、先ほど指摘があったように、厳格な意味での不利益処分に対する不服申立てとは、ニュアンスが違っている。要は、不服があったときに、所長一人だけで修正したり、修正の必要なしと判断するのではなく、そこに高裁長官が関与してより一段と高い見地や幅広い角度から検討して、それが不服を申し出た裁判官の手元に両論を併記した形で返ってくることになる。このような手法になれば、司法制度改革審議会がいうように、人事評価の公正性、透明性、納得性の担保という意味ではかなり改善されていると思う。特に発言がなければ、資料6の「5 不服がある場合の手続」の枠囲み及び枠外の改訂については、資料6の記載のとおりで取りまとめることでよいのか。

:その前に違う観点から質問したい。不服申立ての取下げができるのか。不服の申立てがされれば、記録化されるということであるが、評価者の不服申立てに対しての意見を踏まえて、不服申立てをした人がそれに納得して、取り下げた場合には、記録から削除されることになるのか。削除されることになれば、不服申立てがやりやすくなるのではないのか。

:もともと、評価に当たっては、裁判官と評価権者である所長との会話を重視している。不服を申し出はしたが、改めて事実を調査したり、所長と話をしていく中で、納得するケースはあると思う。基本的には、不服が申し出られた場合、その裁判官にとっ

ては正確に記録に残した方がよいと思われるが、例外的に、本人が納得して当初からなかったことにしてほしいと特に希望した場合には、実務的な対応は可能であろう。

：最初からなかったことにするよりも、自分が思っている評価と違った評価され、自分が気づかなかった事実などを受け入れたのであれば、そのことを記録としてきちんと残していく方がよいのではないか。そのようなことを含めたことが評価になると思う。最終的に納得できなかったときも記録として残しておく方がよいのではないか。

：もちろん、不服申立てが納得できない場合には記録に残すべきであるが、問題は納得した場合である。

：不服申立てをした場合、そのこと自体で不利益はあるのか。

：もちろん、不利益に扱うことはありえない。

：そうであれば、事実上、なかったことにするというのはどういうことか。

：非常に例外的な場合に、現実的な対応が全くできないわけではないということを示し上げてただけである。原則は、本人のためにも過程を正確に残した方がよい。

：調整・補充というのはなかなか理解しにくかった。最初に評価されるとき調整・補充と、不服を申し立てたときの調整・補充とは、質的にも手法も違うと思うが、適切な表現がないとすれば、通達等で表現したり、外部に説明するときには、意味合いが違うということを示す方が分かりやすいと思う。また、この不服のところなど、分かりやすい図解があるとよかったですので、外に対して説明するときには、そのようなものを準備しておくとういと思う。

：それでは、当委員会としては、資料6の「5 不服がある場合の手續」の枠囲み及び枠外の改訂については、資料6のとおりでよいと取りまとめることでよいか。

：異議なし

ウ その他

：規則要綱(案)の改訂に関連する部分については、以上議論したとおりであるが、資料6の概要(案)では、このほかに、これまでの当委員会の議論を踏まえて、若干の改訂がある。これらの点について、何か意見があるか。

：改訂部分ではないが、3頁の外部情報の取扱いの2.)に「原則として、顕名により」とあるが、顕名でなくても一定の価値のあるものは採り入れるという理解でよいか。

: そのとおりである。顕名でなければ一切受け入れられないというわけではない。

: 往々にして、外へ出るときには顕名でないといけないと誤って伝えられるおそれがあるので、具体的な方法は任せるが、顕名以外はシャットアウトするという趣旨で伝わらないようにしてもらいたい。

: 裁判官の独立との関係は神経を使わなければいけないので、原則として顕名でないといけないということはきちんとしておきたい。ただ、顕名でなくても同種の情報が数多く寄せられた場合などには、例外的にそれを採り入れることは可能ではないかと考える。

: 特にその点を指摘されるのが、アンケートを許容するものであるということだと問題である。そうではなくて、キャンディッドな(自然な)情報は、匿名であってもたくさん集まって、それなりの証明力を持つ場合はある。それを採り入れることを否定するものではないということであろう。

: 情報の的確性を検証できるようにすることとの関係で、顕名で具体的な根拠事実が記載されているということが重要である。顕名で書いたかどうかだけを基本にして議論すると危ない面がある。

: 顕名の点については、「原則として」顕名とあるので、今、幹事から説明があったような運用になろう。それを前提として、資料6の概要(案)の改訂のその余の部分については、異論はないものとして取りまとめてよいか。

: 異議なし

エ 答申等

: それでは、最高裁から当委員会に諮問された「裁判官の人事評価に関する規則の制定について」という諮問事項に対しては、資料5の規則要綱(案)を要綱として答申することとし、また、資料6の概要(案)については、当委員会の議事録に添付するものとし、最高裁の裁判官会議にも提出してもらおうこととしたい。

: 異議なし

: ただ今、当委員会において答申の決議をいただいたので、裁判官会議に報告させていただく。今後の予定であるが、事務当局において、要綱を踏まえて規則案を作成し、今月中には、裁判官会議の議決を得て、裁判官の人事評価に関する規則を制

定する方向で検討したい。新しい制度については、来年の人事評価からの実施に向けて、整備を進めていく予定である。

：この案件については、これで終了することにしたい。昨年7月以降、本日まで、10回にわたって審議いただいた当委員会も、4つ目のテーマである裁判官の人事評価に関する規則の制定について答申することができた。ひとえに委員の皆様による真摯な取組みによるところであり、改めて御礼申し上げたい。

(以 上)